

建設工事の現場代理人の兼務可能要件について

建設工事の現場代理人の兼務可能要件については次のとおりとする。

1. 趣旨

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第10条第2項）。しかしながら、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に町発注の他工事と兼務できるものとする。

2. 兼務を認める基準

次の要件をすべて満たす場合は、工事の規模・内容、兼務する工事間の近接性等を考慮し、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

- ① いずれかの工事が請負代金 500 万円未満であること。
- ② 多度津町の発注工事であること。
- ③ 工事現場が町内であること。

3. 留意事項

- ① 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は兼務を認めないことがある。
- ② 「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼務を認めない。

4. 現場代理人の兼務についての届出方法

- ① 現場代理人を兼務させようとする受注者は、速やかに、別添「現場代理人兼務届」（以下「兼務届」という。）を発注者に2部提出すること。
- ② 発注者が双方の工事において兼務を認めた場合は、兼務届に確認印を押印して、1部返すこと。（1部は発注者が保管）

5. 兼務が認められた場合の条件

- ① 必ず兼務するいずれかの工事に駐在すること。
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制であること。
- ③ 兼務するすべての工事現場の運営状況を把握し、発注者又は監督員が求めた場合は、速やかに他方の工事現場に向かうことができること。
- ④ 工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図ること。
- ⑤ 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼務の条件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。

6. 適用開始時期

令和2年6月16日以降に契約を締結する建設工事から適用する。